

〔今井宏君登壇〕

○今井宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、電子メールの送受信上の支障を防止し、その良好な利用環境を維持するため、広告宣伝の手段等として送信される電子メールに対する規制について、現行の方式を見直すとともに、報告徴収等の規定を整備し、その実効性の向上を図るものであります。

本案は、去る四月二十一日本委員会に付託され、翌二十二日増田総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨二十四日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○御法川信英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、介護保険法及び老人福祉法の一部を

改正する法律案とともに、厚生労働委員長提出、

〔茂木敏充君登壇〕

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の待遇改善に関する法律案は委員会の審査を省略して、両案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

○議長(河野洋平君) 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の待遇改善に関する法律案(厚生労働委員長提出)

等の待遇改善に関する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(河野洋平君) 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の待遇改善に関する法律案(厚生労働委員長提出)

等の待遇改善に関する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(河野洋平君) 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の待遇改善に関する法律案(厚生労働委員長提出)

等の待遇改善に関する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(河野洋平君) 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

の待遇改善に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

本案は、介護を担うすぐれた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、介護従事者等の賃金水準等を勘案し、待遇の改善に資するための施策について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

本案は、本日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(河野洋平君) 本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本案の委員長の報告は可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本案の委員長の報告は可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

行うとともに、さらに、政府に対し質疑を行いました。そして本日、政府に対し重ねて質疑を行なうなど、地球温暖化対策をより一層推進する観点から、慎重かつ精力的に審査を行つた後、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党より、二酸化炭素の排出量の見える化を進めため、エネルギー供給事業者は、一般消費者に対し供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならないものとすること等を内容とする修正案が提出されました。

本修正案の趣旨説明の後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(河野洋平君) この際、暫時休憩いたします。午後零時五十分休憩

○議長(河野洋平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 午後二時二分開議

○議長(河野洋平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

その後、両院の協議委員が両院協議室に参集いたしまして、両院協議会の開会に先立ち、くじを行いました結果、衆議院の協議委員議長が両院協議会の議長を務めることになりました。

両院協議会においては、まず最初に、衆議院側から本件を承認すると議決した趣旨について説明を聴取し、続いて、参議院側から本件を承認しないと議決した趣旨について説明を聴取いたしました。

次に、各協議委員から、在日米軍に係る経費負担の現状と今後のあり方について、さまざまな意見が述べられ、協議が行われましたが、意見の一一致を見るに至りませんでした。

両院協議会としては、成案を得るに至らなかつたものとして、これを各議院にそれぞれ報告することとしたし、両院協議会は終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) ただいま両院協議会協議委員長から報告されましたとおり、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会協議委員議長の報告

の件につきましては、両院の意見が一致いたしましたので、憲法第六十一条により、本院の議決がせんので、憲法第六十一条により、本院の議決が國会の議決となりました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

出席国務大臣

総務大臣	増田 寛也君
外務大臣	高村 正彦君
厚生労働大臣	舛添 要一君
経済産業大臣	甘利 明君
環境大臣	鴨下 一郎君

○議長の報告

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

石崎 岳君	伊藤 忠彦君
橋本 良生君	山内 康一君
田嶋 岳君	岡部 英明君
伊藤 忠彦君	高井 美穂君
岡部 英明君	石崎 岳君
山内 康一君	橋本 良生君
高井 美穂君	田嶋 岳君

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

若宮 健嗣君
谷口 和史君
原田 憲治君
高木 美智代君
高木 美智代君
若宮 健嗣君
谷口 和史君

一、昨二十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

民法の一部を改正する法律案
子ども手当法案

(議案受領)

一、昨二十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

(議案付託)

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案送付)

一、昨二十四日、参議院に送付した内閣提出案は閣提出第五九号) 財務金融委員会 付託

一、昨二十四日、委員会に付託された法律案(内閣提出第五九号) 財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十四日、委員会に付託された法律案(内閣提出第五九号) 財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案送付)

九百九十二年ジュネーブを改正する文書(全権委員会議(一千六年アンタルヤ)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京

都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシユ)において改正された国際電気通信

連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正す

る文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)の締結について承認を

された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京

後期高齢者終末期相談支援に関する質問主意書(山井和則君提出)

七十五歳以上の高齢者への人間ドック補助に関する質問主意書(山井和則君提出)

「当該電子メールの送信につき送信委託者がいる場合は、当該送信者又は当該送信委託者のうち当該送信に責任を有する者」を加え、「及び住所」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号中「次

条」を「前条第三項本文」に改め、「当該送信者の」を削り、「電子メールアドレス」の下に「又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるもの」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条を第四条とし、第二章中同条の前に次の一項を加える。

（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案）

右

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

平成二十年二月二十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

国会に提出する。

内閣総理大臣 福田 康夫

平成二十年二月二十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

特定期間内閣提出

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

平成十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

三項ただし書の総務省令で定める場合においては、第二号に掲げる事項を除く。」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「当該送信者」の下に

「当該電子メールの送信につき送信委託者がいる場合は、当該送信者又は当該送信委託者のうち当該送信に責任を有する者」を加え、「及び住所」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号中「次

条」を「前条第三項本文」に改め、「当該送信者の」を削り、「電子メールアドレス」の下に「又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるもの」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条を第四条とし、第二章中同条の前に次の一項を加える。

（特定電子メールの送信の制限）

第三条 送信者は、次に掲げる者以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。

一 あらかじめ、特定電子メールの送信をするよう求めける旨又は送信をすることに同意する

を公表している団体又は個人(個人にあつては、営業を営む者に限る。)

官報(号外)

ルの送信をしてはならない。

第七条中「架空電子メールアドレスをそのあととする電子メール若しくは送信者情報を偽った

定めるところにより特定電子メールの送信をするよう求めがあつたこと又は送信することに同意があつたことを証する記録を保存しなければならない。

3 送信者は、第一項各号に掲げる者から総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をしないように求める旨(一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあつては、その旨)の通知を受けたとき(送信委託者がその通知を受けたときを含む。)は、そ

の通知に示された意思に反して、特定電子メー

ルの送信をしてはならない。ただし、電子メールの送信をする者の意思に基づき広告又は宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールにおいて広告又は宣伝が付随的に行われる場合その他のこれに類する場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

第五条を削る。

第六条中「自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として」を削り、「電子メールの送信を」を「特定電子メールの送信を」に改め、同条第二号中「電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。」を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の二条(架空電子メールアドレスによる送信の禁止)

第六条 送信者は、自己又は他人の営業のために多数の電子メールの送信をする目的で、架空電子メールアドレスをそのあと先とする電子メー

ルの送信をしてはならない。

第七条中「送信者」の下に「若しくは送信委託者」を加える。

第三十五条を第三十八条とする。

第二十九条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者その他の者であつて、電子メールアドレス又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号(特定電子メール等の受信をする者が使用する電子メール)に改め、「当該送信者」の下に「(二)号に定める罰金刑を、その人に對して」に改め、

それらの電子メールに係る送信委託者が当該電子

メールの送信に係る第三条第一項第一号又は第二号の通知の受領、同条第二項の記録の保存その他の当該電子メールの送信に係る業務の一部を行つた場合であつて、当該電子メールの送信につき、当該送信委託者の責めに帰すべき事由があると認められるときは、当該送信者及び当該送信委託者」を加える。

一 第三十四条 三千万円以下の罰金刑

二 第三十三条、第三十五条又は前条 各本条

号に定める罰金刑を、その人に對して」に改め、

同条に次の各号を加える。

3 第三十四条 第三十七条とする。

第三十四条を第三十六条とする。

第三十二条第一号中「第六条」を「第五条」に改め、同条第二号中「命令」の下に「(第三条第二項の規定による記録の保存に係るもの)を除く。」を加え、同条を第三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

〔第六条〕に改める。

第十一条第一項中「架空電子メールアドレスをそ

のあと先とする電子メール又は送信者情報を偽つた電子メール」を「送信者情報を偽つた電子メール又は架空電子メールアドレスをそのあと先とする電子メール」に改める。

第十一條中「電気通信事業者は」の下に「送信者情報を偽つた電子メールの送信がされた場合において自己の電子メール通信役務の円滑な提供に支障を生じ、又はその利用者における電子メールの送受信上の支障を生ずるおそれがあると認められるとき」を加える。

第二十二条第一項中「第三十五条」を「第三十八

条」に改める。

第三十一条を第三十三条规定とする。

第四章中第三十条を第三十二条とし、第二十九

条を第三十一条とし、第二十八条の次に次の二条を加える。

(送信者に関する情報の提供の求め)

第二十九条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者その他の者であつて、電子メールアドレス又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号(特定電子メール等の受信をする者が使用する電子メール)に改め、「当該送信者」の下に「(二)号に定める罰金刑を、その人に對して」に改め、

それらの電子メールに係る送信委託者が当該電子

メールの送信に係る第三条第一項第一号又は第二

号の通知の受領、同条第二項の記録の保存その他の当該電子メールの送信に係る業務の一部を行つた場合であつて、当該電子メールの送信につき、当該送信委託者の責めに帰すべき事由があると認められるときは、当該送信者及び当該送信委託者」を加える。

一 第三十四条 三千万円以下の罰金刑

二 第三十三条、第三十五条又は前条 各本条

号に定める罰金刑を、その人に對して」に改め、

同条に次の各号を加える。

3 第三十四条 第三十七条とする。

第三十四条を第三十六条とする。

第三十二条第一号中「第六条」を「第五条」に改め、同条第二号中「命令」の下に「(第三条第二項の規定による記録の保存に係るもの)を除く。」を加え、同条を第三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

〔第六条〕に改める。

第十一条第一項中「架空電子メールアドレスをそ

のあと先とする電子メール又は送信者情報を偽つた電子メール」を「送信者情報を偽つた電子メール又は架空電子メールアドレスをそのあと先とする電子メール」に改める。

第十一條中「電気通信事業者は」の下に「送信者情報を偽つた電子メールの送信がされた場合において自己の電子メール通信役務の円滑な提供に支障を生じ、又はその利用者における電子メールの送受信上の支障を生ずるおそれがあると認められるとき」を加える。

第二十二条第一項中「第三十五条」を「第三十八

条」に改める。

第三十一条を第三十三条规定とする。

第四章中第三十条を第三十二条とし、第二十九

条を第三十一条とし、第二十八条の次に次の二条を加える。

3 総務大臣は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事案件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

官 報 (号 外)

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされるている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応する旨の要請は、あらかじめ同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(特定電子メールの送信についての同意等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際既に特定電子メールの適正化等に関する法律(以下この条及び次条において「新法」という。)第二条第二号に規定する特定電子メールをいう。以下この条において同じ。)の送信者(新法第二条第二号に規定する送信委託者(新法第三条第一項第一号に規定は送信委託者(新法第三条第一項第一号に規定す

第六条 政府は、この法律の施行後三年以内に、

（検討）

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前の特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第七条の規定によりした命令（新法中相当する規定のある旧法の規定に係るものに限る。）は、新法第七条の規定によりした命令とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 この法律の施行の際既に自己の電子メールアドレス（新法第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）を送信者又は送信委託者に對し通知している者は、新法第三条第一項第二号に掲げる者とみなす。

3 この法律の施行の際既に送信者又は送信委託者にされている通知であつて特定電子メールの送信をしないよう求めること（一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないよう求めること）にあつては、その旨のものは、新法第三条第三項に規定する通知とみなす。

電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

電子メールの送受信上の支障を防止し、その良好な利用環境を維持するため、広告宣伝の手段等として送信される電子メールに対する規制について、現行の方式を見直すとともに、報告徴収等の規定を整備し、その実効性の向上を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定位電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、電子メールの送受信上の支障を防止し、その良好な利用環境を維持するため、広告宣伝の手段等として送信される電子メールに対する規制について、現行の方式を見直すとともに、報告徴収等の規定を整備し、その実効性の向上を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

1 送信者は、あらかじめ広告宣伝メールの送信をするよう求めの旨又は送信をすることに同意する旨を送信者又は電子メールの送信を委託した者に対して通知した者等以外の者に対し、広告宣伝メールの送信をしてはならないこととすること。

2 報告徴収及び立入検査の対象に送信委託者を追加するとともに、措置命令や罰則の規定

3　外国におけるこの法律に相当する当該国の法令を執行する当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行ふことができること。

4　電気通信事業者による電子メールに係る電気通信役務の提供の拒否について規定の整備を行うこと。

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

電子メールの送受信上の支障を防止し、その良好な利用環境を維持するため、広告宣伝の手段等として送信される電子メールに対する規制について、現行の方式を見直すとともに、報告徴収等の規定を整備し、その実効性の向上を図ろうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十年四月二十四日

総務委員長代理 理事 今井 宏
衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施を努めるべきである。

下この号において「申請者の親会社等」といふ。申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ)が、第七十七条第一項又は第一百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十条第二項第七号中「第一百十五条の三十五第六項」を「第七十五条第二項」に改め、「第七十五条」を「第七十五条第二項」に改め、同項第十号中「前号」を「第六号まで又は第七号から前号」に改め、同項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第七号から第九号」に改め。

第七十一条第一項ただし書及び第七十二条第二項中「第一百十五条の二十九第六項」を「第一百五十六条」に改める。

第七十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 指定居宅サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅サービスを受けている者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅サービスに相当するサービ

号の次に次の二項を加える。

第九十六条」を「第一百十五条の三十五第六項」に、「第七十五条」を「第七十五条第二項」に改め、同号の次に次の二項を加える。

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日を

いう)までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十条第二項第八号中「前号」を「第七号」に、「第七十五条」を「第七十五条第二項」に改め、同項第十号中「前号」を「第六号まで又は第七号から前号」に改め、同項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第七号から第九号」に改め。

第七十一条第一項ただし書及び第七十二条第二項中「第一百十五条の二十九第六項」を「第一百五十六条」に改める。

第七十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 指定居宅サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅サービスを受けている者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅サービスに相当するサービ

スの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第七十五条中「当該指定居宅サービス」を「休止した当該指定居宅サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の二項を加える。

2 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするとときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第七十六条の二第一項中「当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定めるところに員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当するに、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

2 厚生労働大臣は、同一の指定居宅サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅サービス事業者による第七十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅サービスに相当するサービ

滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第七十六条第一項中「の当該指定に係る事業所の下に、事業所その他指定居宅サービスの事業に關係のある場所」を加える。

第七十六条の二第一項中「当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定めるところに員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当するに、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基

準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をすること。

三 第七十四条第四項に規定する便宜の提供を適正に行つていらない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第七十六条の二第五項中「第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいづれかに該当する」に改める。

第七十七条第一項第四号中「第七十四条第四項」を第七十四条第五項に改める。

第七十八条中「その旨」を「当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第七十五条の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)」を「第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条第三号中「第一百十五条の二十九第六項」を「第一百十五条の三十五第六項」に改める。

第七十八条の二第四項第五号の二中「第一百五条の十一第二項第五号の二及び第一百十五条の二十二第二項第四号の二」を「第一百十五第二項第五号の二及び第一百十五条の二十二第二項第四号の二」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「認知症対応型共同生活介護 地域密着型

特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。」を加え、「第七十八条の九」を「第七十八条の十」に、「第七十八条の八の十」に改め、「規定により指定」の下に「認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。」を加え、同号に次のただし書きを加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しが、指定の取消しのうち当該指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に關して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に關して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事

の九」を「第七十八条の十」に、「第七十八条の五」を「第七十八条の五第二項」に、「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に改め、同項第九号中「いづれかに」を「イからニまで又はヘ(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者)等にあつては、次のイからハまで、ホ又はヘのいずれかに」に改め、同号ハ中「第一百十五条の十一第二項第九号ハ及び第一百十五条の二十第二項第八号ハ」を「第一百十五条の十二第二項第九号ハ及び第一百十五条の二十二第二項第八号ハ」に改め、同号ハ中「第七十八条の九」を「第七十八条の十」に改め、「指定」の下に「認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。」を加え、同号ホ中「第七十八条の五」を「第七十八条の五第二項」に、「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号二の次に次のように加える。

本

第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものに該当する場合を除く。

に改め、同項に次の各号を加える。

一 第七十八条の二第七項の規定により当該

指定を行うに当たつて付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若

しくは技能又は人員について第七十八条の

四第一項の厚生労働省令で定める基準若し

くは同項の厚生労働省令で定める員数又は

同条第四項に規定する指定地域密着型サー

ビスに従事する従業者に関する基準を満た

していない場合 当該厚生労働省令で定め

る基準若しくは当該厚生労働省令で定める

員数又は当該指定地域密着型サービスに従

事する従業者に関する基準を満たすこと。

三 第七十八条の四第二項又は第四項に規定

する指定地域密着型サービスの事業の設備

及び運営に関する基準に従つて適正な指定

地域密着型サービスの事業の運営をしてい

ない場合 当該指定地域密着型サービスの

事業の設備及び運営に関する基準に従つて

適正な指定地域密着型サービスの事業の運

営をすること。

四 第七十八条の四第六項に規定する便宜の

提供を行つてない場合 当該便宜の

提供を行ふこと。

第七十八条の八を第七十八条の九とし、第七

十八条の七を第七十八条の八とする。

第七十八条の六第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に「事務所その他指定地域密着型サービスの事業に關係のある場所」を加え、同条を第七十八条の七とする。

第七十八条の五の次に次の二条を加える。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第七十八条の六 市町村長は、指定地域密着型

サービス事業者による第七十八条の四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため

必要があると認めるときは、当該指定地域密

着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事

業者、他の指定地域密着型サービス事業者そ

の他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定

地域密着型サービス事業者及び当該関係者に

対する助言その他の援助を行うことができ

る。

2 都道府県知事は、同一の指定地域密着型

サービス事業者について二以上の市町村長が

前項の規定による連絡調整又は援助を行う場

合において、当該指定地域密着型サービス事

業者による第七十八条の四第六項に規定する

便宜の提供が円滑に行われるため必要がある

と認めるときは、当該市町村長相互間の連絡

調整又は当該指定地域密着型サービス事業者

に対する市町村の区域を超えた広域的な見地

から助言その他の援助を行うことができ

る。

3 厚生労働大臣は、同一の指定地域密着型

サービス事業者について二以上の都道府県知

事が前項の規定による連絡調整又は援助を行

う場合において、当該指定地域密着型サービ

ス事業者による第七十八条の四第六項に規定

する便宜の提供が円滑に行われるため必要が

あると認めるときは、当該都道府県知事相互

間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービ

ス事業者に対する都道府県の区域を超えた広

域的な見地からの助言その他の援助を行うこ

とができる。

第七十九条第二項第五号中「第百十五条の二十九第六項」を「第一百十五条の三十五第六項」に改め、同号に次の二号を加える。

六の一 申請者が、第八十三条第一項の規定

による検査が行われた日から聴聞決定予定

日(当該検査の結果に基づき第八十四条第

二項の規定による指定の取消しの処分に係

る)までの間に第八十二条第二項の規定

による事業の廃止の届出をした者(当該事

業の廃止について相当の理由がある者を除く)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六の二 申請者と密接な関係を有する者が、

第五の二 申請者と密接な関係を有する者が、

第六の二 申請者と密接な関係を有する者が、

第七の二 申請者と密接な関係を有する者が、

第八の二 申請者と密接な関係を有する者が、

第六項の規定により指定を取り消され、そ

の取消しの日から起算して五年を経過して

いないとき。ただし、当該指定の取消し

が、指定居宅介護支援事業者の指定の取消

しのうち当該指定の取消しの処分の理由と

なった事実及び当該事実の発生を防止する

ための当該指定居宅介護支援事業者による

業務管理体制の整備についての取組の状況

その他の当該事実について当該指定居宅介

護支援事業者が有していた責任の程度を考

慮して、この号本文に規定する指定の取消

しに該当しないこととすることが相当であ

ると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 指定居宅介護支援事業者は、次条第一項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定

居宅介護支援を受けている者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き

続き当該指定居宅介護支援に相当するサービ

り、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第九十九条の次に第一条を加える。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第九十九条の二 都道府県知事又は市町村長は、介護老人保健施設の開設者による第九十七条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者及び他の介護老人保健施設の開設者との他の関係者相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の介護老人保健施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該介護老人保健施設の開設者による第九十七条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めたときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第一百三条第一項中「若しくは介護老人保健施設の下に「介護老人保健施設の開設者の事務所」その他介護老人保健施設の運営に関する場所」を加える。

第一百三条第一項中「その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第二項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び

運営に関する基準(運営に関する部分に限る)以下この条において同じ。)に適合していない。

以下この条において同じ。)に適合していないを「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「第九十七条第二項の厚生労働省令で定める員数の

従業者を有し、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第二項の厚生労働省令で定めた員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する部分に限る。に適合していない場合 当該介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

三 前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第九十四条第一項の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

第四百五条中「第八条の二第一項及び第九条」を「第九条第二項」に、「前条」を「第百四条に改め、同号に次のたゞ書を加える。

第一百七十三条第三項第五号中「第百十五条の二第百五十五条の三十五第六項」に改め、同号に次のたゞ書を加える。

第一百七十三条第三項第七号中「前号」を「第六号」に改め、同号に次のたゞ書を加える。

なければならない。

一 第九十四条第一項の規定による許可をしたとき。

二 第九十九条第二項の規定による廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第九十四条第一項の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

第四百五条中「第八条の二第一項及び第九条」を「第九条第二項」に、「前条」を「第百四条に改め、同号に次のたゞ書を加える。

第一百七十三条第三項第五号中「第百十五条の二第百五十五条の三十五第六項」に改め、同号に次のたゞ書を加える。

第一百七十三条第三項第七号中「前号」を「第六号」に改め、同号に次のたゞ書を加える。

た日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十四条第一項の規定による指定期の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該療養病床病院等の開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第百十三条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該療養病床病院等の開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をい

う。)までの間に第百十三条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該療養病床病院等の開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をい

第百十条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者及び他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護療養型医療施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定介護療養型医療施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行なう場合において、当該指定介護療養型医療施設の開設者による第百十条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護療養型医療施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百十二条第一項中「若しくは指定介護療養型医療施設」の下に「指定介護療養型医療施設の開設者の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に関する場所」を加える。

第百十三条の二第一項中「その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について第百十条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第百十四条第一項第四号中「第百十条第四項」を「第百十条第五項」に改める。

第百十五条の二第五項中「第百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第百十五条第一項中「その旨」を「当該指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名、当該指定介護療養型医療施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第三号中「第一百五十五条の二十九第六項」を「第一百十五条の三十五第六項」に改める。

第百十五条の二第二項中「第七号」を「第七号に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び

運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項三事する従業者の人員について第百十条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 第百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない場合 当該指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営すること。

三 第百十条第四項に規定する便宜の提供を適正に行つていな場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

六の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名、当該指定介護療養型医療施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項)に改め、同条第三号中「第一百五十五条の二第二項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第一百五十五条の九第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知

の二)、「第十一号」を「第六号まで又は第七号から第十一号」に改め、同項第六号中「申請者の下に「介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。」」を加え、「第一百五十五条の八第一項又は第一百五十五条の二十九第六項」を「第一百五十五条の九第一項又は第一百五十五条の三十五第六項」に改め、「規定により指定」の下に「介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防をしていない場合 当該指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をすること。

予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務をすること。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五条の九第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者の業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五条の二第二項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第一百五十五条の九第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知

があつた日前六十日以内に当該申請者の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない場合 当該指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をすること。

官 報 (号 外)

る措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第一百五十五条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするとときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

第百十五条の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるとときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第一百十五条の二十二第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

指定介護予防支援事業者は、次条第二項の

二十九」に改め、同号に次のただし書を加え
る。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該

事実に關して當該指定介護予防・支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第一百十五条の二十二項第五号の次に次の二号を加える。

五百二十一 申請者と密接な関係を有する者が、
第一百五十五条の二十九の規定により指定を取

り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指

定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処

分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事

業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該

指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する

指定の取消しに該当しないこととすること
が相当であるに忍びらむつにて、第三

が相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

平成二十年四月二十五日 衆議院会議録第二十五号
介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案及び同報告書

官 報 (号 外)

第一百十五条の二十一第一項第六号中「第一百十五条の二十六」を「第一百十五条の二十九」に、「第一百十五条の二十三」を「第一百十五条の二十五第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

事業の休止及び再開に係るもの除く。」を「百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条を「百十五条の二十」とす
る。

き。
十五条の二十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。までの間に第百十五条の二十九第二項の規定による事業の廃止の届出を出した者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであると

第一項第五号」を「第一百十五条の十二第二項第五号」に改め、同条第一号中「第一百十五条の十一第三項第三号」を「第一百十五条の十二第三項第三号」に改め、同条第三号中「第一百十五条の十一第五項」を「第一百十五条の十二第五項」に改め、同条第四号中「第一百十五条の十三第一項」を「第一百十五条の十四第一項」に改め、同条第五号中「第一百十五条の十三第二項」を「第一百十五条の十四第二項」に改め、同条第六号中「第一百十五条の十三二項」に改め、同条第八号及び第九号中「第一百十五条の十五第一項」を「第一百十五条の十七第一項」に改め、同

若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の從業者を有し、若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに從事する従業者に関する基準を遵守し、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第百十五条の十二第五項の規定により当該指定を行ふに当たつて付された条件に従わない場合

当該条件に従うこと。

当該指定地域密着型介護予防サービスに係る基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を従つて適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。

四 第百十五条の十四第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を行うこと。

五 第百十五条の十六を第百十五条の十八とする。

五百条の二十六】を「五百十五条の二十九」に改め、同号亦中「五百十五条の二十三」を「五百十五条の二十五第二項」に改め、同条を「五百十五条の二十二」とする。

第一第五項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従わず、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第一百五十五条の十三第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしておらず、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定地域密着型介護予

二　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の十四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合　当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。

三　第一百五十五条の十四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに

型介護予防サービスの事業に關係のある場所」を加え、同条を第百十五条の十七とする。

第二百十五条の十四中、当該指定地域密着型介護予防サービスを「休止した当該指定地域密着型介護予防サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨の廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第一百十五条の十四を第百十五条の十五とし、

防サービスの事業の運営をしていない」を「次の

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基

同条の次に次の二条を加える。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第一百十五条の十六 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五条

の十四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の関係者及び指定介護予防支援事業者、他の指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の指定地域密着型介護予防サービス事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行ふ場合において、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五条の十四

第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、同一の指定地域密着型介護予防サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五条の十四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われたため必要があると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する第百十五条の十三とし、同条の前に見出しとして「(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)」を付する。

第一百十五条の十二の前の見出しを削り、同条を第一百十五条の十三とし、同条の前に見出しとして「(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)」を付する。

六の二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る)が、第一百十五条の十九(第二号から第五号までを除く)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る)が取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関するものとして厚生労働省令で定めるものと認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関するものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の四 第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る)が取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものと認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の五 本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の六 第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る)が取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の七 第百十五条の十七(第二号から第五号までを除く)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る)が取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の八 第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る)が取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の九 第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る)が取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

く。)」を加え、同号に次のただし書きを加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取

消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止す

るための当該指定地域密着型介護予防サー

ビス事業者による業務管理体制の整備につ

いての取組の状況その他の当該事実に関し

て当該指定地域密着型介護予防サービス事

業者が有していた責任の程度を考慮して、

この号本文に規定する指定の取消しに該當

しないこととすることが相当であると認め

られるものとして厚生労働省令で定めるも

のに該当する場合を除く。

六の十 第百十五条の十一(第二号第六号の次に次の二号を加える。

六の十一 第百十五条の十一(第二号第六号の次に次の二号を加える。

六の十二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る)が、

第一百十五条の十九(第二号から第五号までを除く)の規定により指定(介護予防認知

症対応型共同生活介護に係る指定に限る)が、

取消しに該当しないこととすることが相当

であると認められるものとして厚生労働省

令で定めるものに該当する場合を除く。

六の十三 第百十五条の十一(第二号第七号中「第百十五

条の十七」を「第百十五条の十九」に、「第百

十五条の十四」を「第百十五条の十五第二項」に改

め、同項第九号中「いずれかに」を「いから二ま

で又はへ(介護予防認知症対応型共同生活介護

に係る指定の申請者の役員等にあつては、次の

の当該指定地域密着型介護予防サービス事

業者による業務管理体制の整備についての

取組の状況その他の当該事実に関する当該

指定地域密着型介護予防サービス事業者が

本文に規定する指定の取消しに該当しない

こととすることが相当であると認められる

ものとして厚生労働省令で定めるものに該

当する場合を除く。

十五条の四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者、他の指定介護予防サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

第三十四条の二第一項中「第二十九条第六項

第三十四条の二第一項中「第二十九条第六項及び第八項」を「第二十九条第七項及び第九項」に改める。
（指定等の申請に関する経過措置）

第四条 施行日前にされたこの法律による改正前の介護保険法（以下この条及び次条において「旧

第三号中「第一百十五条の三十五」を「第一百十五条の四十一」に、「第一百十五条の三十六第三項」を「第一百十五条の四十二第三項」に改める。

一項を「か

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

る場合を含む。)、第八十六条第一項(旧介護保険法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。)、第九十四条第一項(旧介護保険法

（本文） 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施

行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一百十五条の二第一項、第一百十五条の十一第一項又は第一百十五条の二十第一項の指定若しくは指定の更新の申請又は許可若しくは許可の更新

(不正利得の徴収等に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい
の申請であつて、この法律の施行の際、指定若
しくは指定の更新又は許可若しくは許可の更新

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)前に、介護保険法第二十二条第三項に規定

する指定居宅サービス事業者等が、施行日前に
した偽りその他不正の行為により同法第四十一
条による。

第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条
(指定又は許可の取消しに関する経過措置)

第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三
第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六
第五条 新介護保険法第七十条第一項第六号の三
(新)一个被保険者去第70条の二第四項(新)一个被保険者

法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百五十八条第四項又は第六十一条の三第四項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四

法律による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第二十二条第三項の規定の適用については、以下の通りである。

に一いではなむ従前の例による

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第十六条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「第一百十五条の三十九第一項」を「第一百十五条の四十五第一項」に改め

る。

第十一項第一項中「第一百十五条の三十九第二項」を「第一百十五条の四十五第二項」に改める。

第十六条中「第一百十五条の三十九第三項」を

「第一百十五条の四十五第三項」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条のうち、介護保険法第七十二条第一項の改正規定中「第一百十五条の二十九第六項」

を「第一百十五条の三十五第六項」に改め、同法第七十八条の九第七号の改正規定中「第七十八条の九第七号」を「第七十八条の十第七号」に改め、同法第九十四条第三項第七号の改正規定中「第九十四条第三項第七号」を「第一百五条に改め、同法第五章第五節第三款の款名を削り、第一百七条から第一百五条までを改める改正規定の次に次の改正規定を加える。

第一百十五条の三十二第一項中「介護老人

保健施設及び指定介護療養型医療施設」を「及

び介護老人保健施設」に改め、「第一百十条第五項」を削る。

第二十六条のうち介護保険法第百十五条の二十九第一項の改正規定中「第一百十五条の二十九第一項中「介護老人保健施設及び指定介護療

養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「を「第一百十五条の三十五第一項中」に改め

る。

第一項中「介護老人保健施設及び指定介護療

養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「を「第一百十五条の三十五第一項中」に改め

る。

理由

介護サービス事業者の業務運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時等における利用者の保護を義務付ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、介護保険制度において、一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生したことから、そのような不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制の在り方を見直そうとするもので、その主な内

容は次のとおりである。

1 介護サービス事業者における法令遵守等を徹底するため、介護サービス事業者に対し、業務管理体制の整備を義務付けるとともに、

厚生労働大臣等に対し、適正な業務管理体制の整備のための勧告権及び命令権を創設すること。

十九第一項の改正規定中「第一百十五条の二十九第一項中「介護老人保健施設及び指定介護療

養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「を「第一百十五条の三十五第一項中」に改め

る。

第一項中「介護老人保健施設及び指定介護療

養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「を「第一百十五条の三十五第一項中」に改め

る。

理由

不正行為への組織的な関与の有無等を確認するため、都道府県知事等に対し、介護サービス事業者の本部等に対する立入調査権を創設すること。

3 不正事業者による処分逃れを防止するため、事業の休廃止の届出について、事後届出制から事前届出制に改めること。

4 介護サービス事業者の指定及び更新に係る欠格事由として、新たに、同一法人グループ内の密接な関係を有する者が指定取消しを受けた事業者を追加するとともに、指定等の取消処分を受けた事業者に関して、その処分の理由となつた事実等を考慮して指定及び更新をすることが相当と認められるときは、都道府県知事等は、介護サービス事業者の指定及び更新ができるものとすること。

5 事業を休廃止しようとする介護サービス事業者に対し、利用者へのサービスが継続的に提供されるよう、他の介護サービス事業者との連絡調整等の便宜の提供を義務付けること。

右の議案を提出する。

平成二十年四月二十五日

厚生労働委員長 茂木 敏充
衆議院議長 河野 洋平殿

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の待遇改善に関する法律案

提出者

平成二十年四月二十五日

厚生労働委員長 茂木 敏充

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の待遇改善に関する法律案

提出者

厚生労働委員長 茂木 敏充

6 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

介護保険制度において、不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制の在り方を見直すことは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一
部を改正する法律

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の一
部改正）

第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一 部改正

（昭和五十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条 第五章 建築物に係る措置 第七十二
条中「第五章 建築物に係る措置 第七十二
条—第七十六条」を

第一節 建築物に係る措
置等

第一款 建築物に係る措
置 第二款 建築物の建
設 第三款 住宅事業建
設 第三節 登録建築物調
査機関

（第七十六条の十一—第七十六条の十六）

（第七十六条の三）を

第一節 建築物に係る措
置 第二款 建築物の建
設 第三款 住宅事業建
設 第三節 登録建築物調
査機関

（第七十六条の十）

（第七十六条の三）を

第一節 建築物に係る措
置 第二款 建築物の建
設 第三款 住宅事業建
設 第三節 登録建築物調
査機関

（第七十六条の十一—第七十六条の十六）

（第七十六条の三）を

第一節 建築物に係る措
置 第二款 建築物の建
設 第三款 住宅事業建
設 第三節 登録建築物調
査機関

（第七十六条の十）

（第七十六条の三）を

第一節 建築物に係る措
置 第二款 建築物の建
設 第三款 住宅事業建
設 第三節 登録建築物調
査機関

（第七十六条の十一—第七十六条の十六）

（第七十六条の三）を

第一節 建築物に係る措
置 第二款 建築物の建
設 第三款 住宅事業建
設 第三節 登録建築物調
査機関

（第七十六条の十）

（第七十六条の三）を

第一節 建築物に係る措
置 第二款 建築物の建
設 第三款 住宅事業建
設 第三節 登録建築物調
査機関

（第七十六条の十）

建築物に係る措置等に改める。

第五章中第七十二条の前に次の節名及び款名
を付する。

第一節 建築物に係る措置

第七十三条第一項中「」及び「」の下に「建築物に
係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要
がある大規模な建築物として」を加え、「の建築
物」を「のもの」に改め、「事項」の下に「（住宅の
建築業として行う建築主（以下「住宅事業建築
主」という。）が住宅であつて政令で定めるもの
(以下「特定住宅」という。)を新築する場合に係
るもの）を除く。」を加える。

第七十五条第一項第一号中「新築」の下に「（住
宅事業建築主が特定建築物である特定住宅を新
築する場合を除く。）を加え、同条第三項中「正
当な理由がなくて」を削り、同条中第六項を第
七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五
項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 所管行政庁は、第二項に規定する指示を受
けた者が、正当な理由がなくてその指示に係
る措置をとらなかつたときは、建築物に関し
合していると認めるときは、その旨を示す書
面を交付しなければならない。

3 登録建築物調査機関は、前項の書面を交付
したときは、遅滞なく、国土交通省令で定め
るところにより、その交付をした書面に係る
建築物調査の結果を所管行政庁に報告しなけ
ればならない。

4 第二項の書面の交付を受けた者について
は、当該書面の交付を受けた日の属する期に
おいては、前条第五項及び第六項の規定は、
適用しない。

（登録建築物調査機関の調査を受けた場合の
特例）

第七十六条 前条第五項の規定による報告をす
べき者は、国土交通省令で定めるところによ
り、その報告に係る建築物の維持保全の状況
について、国土交通大臣の登録を受けた者
(以下「登録建築物調査機関」という。)が行う
調査(以下「建築物調査」という。)を受けるこ
とができる。ただし、同条第六項の規定によ
る勧告を受けた者は、当該勧告を受けた日か
ら国土交通省令で定める期間を経過した後で
なければ、当該建築物調査を受けることがで
きない。

第七十七条（見出しを含む。）中「講習の」を「工
エネルギー管理講習の」に改める。

第三十八条第一号中「講習」を「工エネルギー管
理講習」に改める。

第五章中第七十六条を第七十六条の三とし、
第七十五条の次に次の二条を加える。

右

国会に提出する。

平成二十年三月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

十一条第一項中「試験員を含む。次項において、第三十二条第一項中「試験員を含む。」と、同項及び第三十三条第一項中「試験事務」とあるのは「建築物調査の業務」と、第三十一条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条及び第四十八条から第五十条までの規定中「経済産業大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十一条第一項中「第二十三条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「第七十六条の八第一項各号」と、第三十三条、第四十三条第二項及び第三項、第四十五条第二項、第四十六条並びに第四十七条第二項第三号及び第四号中「経済産業省令」とあるのは「国土交通省令」と、第四十条第二号中「第四十九条」とあるのは「第七十六条の七、第七十六条の八及び第七十六条の十において準用する第四十九条」と、第四十二条第二項中「前三条」とあるのは「第七十六条及び第五十条第三号中「確認調査」とあるのにおいて準用する第四十条」と、第四十三条から第四十六条まで、第四十八条、第四十九条及び第五十条第三号中「確認調査」とあるのは「建築物調査」と、第四十三条第二項中「が設置している工場」とあるのは「に係る建築物」と、第四十五条(見出しを含む。)中「調査業務規程」とあるのは「建築物調査業務規程」と、第四十七条第二項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」とあるのは「第七十五

下この節において「登録」という。は、国土交通省令で定めるところにより、建築物調査講習を行おうとする者の申請により行う。

(登録の基準)

第七十六条の十二 國土交通大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

三 登録講習機関が建築物調査講習の業務を行ふ事業所の所在地

(建築物調査講習の実施に係る義務)

第七十六条の十三 登録講習機関は、公正に、かつ、前条第一項各号の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により建築物調査講習を行わなければならぬ。

(国土交通大臣による建築物調査講習の業務の実施)

第三節 登錄講習機關

第七十六条の十一 第七十六条の九の登録(以

登録

下この節において「登録」という。は、国土交通省令で定めるところにより、建築物調査講習を行おうとする者の申請により行う。

(建築物調査講習の実施に係る義務)

第七十六条の十三 登録講習機関は、公正に、かつ、前条第一項各号の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により建築物調査講習を行わなければならない。

(国土交通大臣による建築物調査講習の業務の実施)

第七十六条の十四 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、建築物調査講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第七十六条の十六において準用する第四十六条の規定による建築物調査講習の業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 第七十六条の十六において準用する第四十九条の規定により登録を取り消し、又は建築物調査講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録講習機関が天災その他の事由により建築物調査講習の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

国土交通大臣が、前項の規定により建築物調査講習の業務の全部又は一部を自ら行う場合における建築物調査講習の業務の引継ぎそ

官 報 (号 外)

の他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

公示

第七十六条の十五 國土交通大臣は、次の場合

い。には、その旨を官報に公示しなければならぬ。

一 登録をしたとき。

二　次条において準用する第四十四条又は第四十六条の規定による届出があつてき。

三 次条において準用する第四十九条の規定
四十六条の規定による届出があつたとき

により登録を取り消し、又は建築物調査講

習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により建築物調査講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた建築物調査講習の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(準用規定)

第七十六条の十六 第三十一条第一項、第三十

三条、第四十条、第四十二条及び第四十四条

から第四十九条までの規定は、登録講習機関に準用する。この場合において、第三十一条

第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第

四十六条、第四十八条及び第四十九条中「経

「済産業大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、

第三十一条第一項中第三十二条名号（第三号）を除く。以下この項において同じ。」とある

のは「第七十六条の十二第一項各号」と、第三十三条第一項中「試験事務」とあるのは「建築物調査講習の業務」と、同条、第四十五条第二項第二項、第四十六条並びに第四十七条第二項第三号及び第四号中「経済産業省令」とあるのは「国土交通省令」と、第四十条第二号中「第四十九条」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第四十九条」と、第四十二条第二項中「前二項」とあるのは「第七十六条の十二及び第七十六条の十六において準用する第四十条」と、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条及び第四十九条中「確認調査」とあるのは「建築物調査講習業務規程」と、第四十五条(見出しを含む。)中「調査講習」と、第四十六条の見出し中「調査」とあるのは「建築物調査講習」と、第四十七条第二項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」とあるのは「一級建築士等」と、第四十八条中「第七十六条の十三」と、第四十九条第一号中「第四十三条第一項又は第二項」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第四十条第一号又は第三号」と、同条第二号中「第四十三条第一号又は第三号」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第四十条第一項第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第一項又は第五十五条において準用する第三十三条」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第三十三条」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第三十三条」。

第三条、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六條又は第四十七条第一項」と、同条第三号中「第四十七条第二項各号」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第四十七条第二項各号」と、同条第四号中「前条又は第五十一条において準用する第三十二条第一項」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第三十二条第一項又は前条」と読み替えるものとする。

第八十六条中「供給の事業を行う者」の下に「建築物の販売又は賃貸の事業を行う者」を、「通知」の下に「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の表示」を加える。

第八十七条第十項中「第五章」を「第五章第一節第一款」に、「第七十五条第四項」を「第七十五条第五項」に改め、同条第十三項中「から第十一項まで」を「から第十三項まで」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十二項を第十四項とし、第十一項を第十三項とし、第十項の次に次の二項を加える。

11 國土交通大臣は、第五章第一節第二款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する特定住宅に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建

築主の新築する特定住宅若しくは特定住宅の工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する特定住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

12 國土交通大臣は、第五章第二節及び第三節の規定の施行に必要な限度において、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関に対し、その業務若しくは經理の状況に關し報告させ、又はその職員に、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとする。

第八十八条第一項中「又は同条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者」を「 同条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者又は第七十六条の十四第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者」に改める。

第八十九条第一項中「第四十九条」の下に「（第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。）」を、「業務」の下に「建築物調査の業務又は建築物調査講習の業務」を加え、同条第三号中「第五十一条」の下に「又は第十七条の十」を加える。

第九十四条中「講習の」を「エネルギー管理講習の」に改める。

第九十五条第一号中「第六十四条第三項」の下に「第七十五条第四項、第七十六条の六第三項」を加える。

第九十六条第一号中「第四十六条」の下に「第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第七十五条第四項」を「第七十五条第五項」に、「から第十一項まで」を「から第十三項まで」に改め、同条第四号中「第五十一条」の下に「第十七条の十若しくは第七十六条の十六」を加える。

第九十九条第二号中「第四十七条第一項」の下に「第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。」を加え、「同条第二項各号」を「第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。」に改める。

第二条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「工場」を「工場等」に改める。

第三条第一項中「工場又は」の下に「事務所その他」を加え、「單に「工場」を「工場等」に改める。

第三章 工場に係る措置等」を「第三章 工場等に係る措置等」に改める。

「第一節 工場に係る措置」を「第一節 工場等に係る措置」に改める。

第五条第一項中「工場」を「工場等」に改め、同項各号を次のように改める。

一 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおけるエネルギーの使用の方法の改善、エネルギーの消費量との対比における性能が優れている機械器具の選択その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

二 工場等(前号に該当するものを除く。)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 燃料の燃焼の合理化

ロ 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

ハ 废熱の回収利用

ニ 热の動力等への変換の合理化

ホ 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止

ヘ 電気の動力、熱等への変換の合理化

第五条第二項中「技術水準」の下に「業種別

のエネルギーの使用の合理化の状況」を加える。

第六条中「工場」を「工場等」に改める。

第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者第十九条第一項に規定する連鎖化事業者を除く。第三項において同じ。)のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。

3 工場等を設置している者は、その設置して

「(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)」を削り、「である工場」を「であるもの」に、「必要がある工場」を「必要がある工場等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等(以下「第一種エネルギー管理指定工場等」という。)」に、「工場につき」を「工場等につき」に、「第一項」を「同項」に改め、同項第二号中「第一項」を「第七条第二項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「工場」を「工場等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「工場」を「工場等」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第七条の四とし、第六条の次に次の三条を加える。

(特定事業者の指定)

一 その設置しているすべての工場等につきる者第十九条第一項に規定する連鎖化事業者を除く。第三項において同じ。)のうち、その設置しているすべての工場等における第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量について第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

5 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該者につき同項各号のいずれか

者又はエネルギー管理員のその職務を行う工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する意見を尊重しなければならない。

3 エネルギー管理者又はエネルギー管理員が選任された工場等の従業員は、これらの者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならぬ。

第二十条第一項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」を「特定事業者」に、「第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場」を「工場等」に改め、同項ただし書中「第一種特定事業者及び前条の規定による勧告を受けた第一種特定事業者」を「特定事業者」に改め、「又は勧告」を削り、同条第二項中「第一種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者又は第二種エネルギー管理指定工場」を「工場等」に改め、同条第四項中「次の各号に掲げる工場」を「特定事業者」に、「それぞれ当該各号に定める」を「第十五条第一項及び第十六条の」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

6 第一項から前項までの規定は、特定連鎖化事業者に準用する。この場合において、第一項中「その設置している工場等」とあるのは「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟店が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と、「第十六条第一項」とあるのは「第十九条の二第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

第七十三条第一項中「特に」を削り、「大規模な」を「規模の」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

項において準用する第十六条第一項」と、第二項中「特定事業者が設置しているすべての工場等」とあるのは「特定連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係るすべての工場等」と、第四項中「第十五条第一項及び第十六条」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する第十五条第一項及び第十六条」と読み替えるものとする。

第四十三条第三項中「工場」を「工場等」に改め。

第四十七条第二項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」を「特定事業者」に改め、「第一種特定建築物」を「特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上のもの（以下「第一種特定建築物」という。）の新築（住宅事業建築主が第一種特定建築物）に改め、同項第二号及び第三号中「特定建築物」を「第一種特定建築物」に改め。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（第二種特定建築物に係る届出、勧告等）

第七十五条の二 第一種特定建築物以外の特定建築物（以下「第二種特定建築物」という。）の新築（住宅事業建築主が第二種特定建築物）という。のある特定住宅を新築する場合を除く。若しくは政令で定める規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築（前条第一項第一号に規定する増築を除く。）をしようとする者は、工エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第六十九条第二項及び第六十六条第二項中「第五条第一項」を「第五十二条第一項」に改め。

第七十五条の見出し中「特定建築物」を「第一種特定建築物」に改め、同条第一項中「特定建築主等」を「第一種特定建築主等」に改め、同項第一号中「特定建築物の新築（住宅事業建築主が特定建築物）を「特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上のもの（以下「第一種特定建築物」という。）の新築（住宅事業建築主が第一種特定建築物）に改め、同項第二号及び第三号中「特定建築物」を「第一種特定建築物」に改め。

第七十五条第一項に規定する判断の基準となるのは、当該届出をした者に対する「べき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、その判断の根拠を示して、当該届出に係る事項に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をする」とができる。

3 第一項の規定による届出をした者（届出を行った者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあつては譲り受けた者（譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者とする。）は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、その届出に係る事項（当該建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものに限る。）に関する当該建築物の維持保全の状況について、所管行政庁に報告しなければならない。ただし、同項の届出に係る建築物が住宅である場合は、この限りでない。

4 前条第六項の規定は、前項の報告に準用する。

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事項が第七十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、その判断の根拠を示して、当該届出に係る事項に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をする。

3 第一項の規定による届出をした者（届出を行った者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあつては譲り受けた者（譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者とする。）は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、その届出に係る事項（当該建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものに限る。）に関する当該建築物の維持保全の状況について、所管行政庁に報告しなければならない。ただし、同項の届出に係る建築物が住宅である場合は、この限りでない。

4 前条第六項の規定は、前項の報告に準用する。

5 前各項の規定は、法令若しくは条例の定めるものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする現状変更の規制及び保存のための措置その

第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「第十六条第五項」の下に「(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九十六条第一号中「第七条第二項、第十七条第二項」を「第七条第三項、第十九条第二項」に、「又は第七十五条第一項」を「第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」の下に「(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第十四条第二項の規定に違反した者」を削り、同条第三号中「第十八条第一項」を「第十九条の二第一項」に改め、「第七十五条第五項」の下に「第七十五条の二第三項」を加える。

第九十九条第一号中「第八条第二項」を「第七条の二第三項(第七条の三第四項において準用し、及びこれらの規定を第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第八条第二項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)に改め、「第十八条第一項」の下に「及び第十九条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から

施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附

則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十一年四月一日から施行する。

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「第二条による改正後の法」という。)第七条の四第二項に規定する第一種特定事業者についての第二条による改正後の法第八条第一項の規定の適用については、平成二十三年三月三十日までは、同項中「エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから」とあるのは、「エネルギー管理士免状の交付を受けている者又は政令で定める基準に従つて政令で定める者のうちから」とす

る。(特定建築物に関する経過措置)

第三条 第二条の規定の施行前に同条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定による届出をした者は、政令で定めるところにより、第二条による改正後の法第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定め

る。(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を

加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一百五十五号の次に次のように加える。

第六条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

百五十五の二 特定建築物に係る登録建築物調査機関又は登録講習機関の登録		
(一) エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十六条第一項 (登録建築物調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき
(二) エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十六条の九(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	九万円	一件につき
	九万円	一件につき

理 由

エネルギーをめぐる経済的・社会的環境の変化にかんがみ、一層のエネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用を確保するため、工場等に関するエネルギー管理の義務の対象を工場等ごとから事業者ごとに変更するとともに、住宅・建築物分野の対策の強化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一百六号中「エネルギー管理指定工場」を「特定事業者等が設置している工場等」に改める。

(地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正)

第九条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第一条 この法律は、平成二十一年四月十日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附

則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十一年四月一日から施行する。

第二十一条の十中「第十八条第一項」を「第十九条の二第一項」に改める。

(報告書)

一 議案の目的及び要旨

本案は、エネルギー供給の大部分を海外に頼

る我が国において、限られた燃料資源の更なる有効利用を図り、原油等のエネルギー価格高騰による国民経済の負担を軽減する必要があるとともに、地球温暖化対策の一層の推進のため、

温室効果ガスの約九割を占めるエネルギー起源の二酸化炭素の排出を更に抑制する必要があることから、これまで重点的に省エネルギーを進めてきた産業部門の工場だけでなく、近年、エネルギー使用量が増加傾向にある業務・家庭部門においてもエネルギーの使用の合理化を一層推進するため、所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 現行法の大規模な工場・事業場を中心とした工場単位の規制を見直し、オフィスやコンビニエンスストア等の業務部門においても省エネルギー対策を強化するため、事業者単位のエネルギー管理義務を導入すること。

2 大規模な住宅・建築物に係る規制の担保措置を強化するため、省エネルギー措置の届出義務について、措置が不十分である場合の所管行政庁の指示、公表に加えて命令を導入するとともに、一定の中小規模の住宅・建築物を届出義務等の対象に追加すること。また、一定戸数以上の住宅を建築する事業者に対し、省エネルギー性能向上を相当程度行う必要がある場合に国土交通大臣が勧告、公表、命令を行う等の措置を新たに定めることともに、販売事業者等に対して建築物の省エネル

ギー性能の表示等を促す規定を整備すること。

3 この法律は、一部の規定を除き、平成二十一年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、工場等及び住宅・建築物分野における省エネルギー対策の強化等を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十年四月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿
経済産業委員長 東 順治
〔別紙〕

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、限られたエネルギー資源の有効な利用を図るとともに、エネルギー起源の二酸化炭素の排出をより一層抑制することにより、地球環境と技術開発や新エネルギーの大幅な導入等を推進するための施策の効果的実施に努めること。併せて、我が国企業が有する優れた省エネルギー技術等の活用は、世界規模での地球温暖化対策に極めて有効であることから、我が国経済の競争力に及ぼす影響を勘案しつつ、諸外国に対する省エネの制度導入及び新エネ技術の普及等のための条件整備に努めること。

一定について適切な措置を講すべきである。

一 民生部門における省エネルギー推進の必要性

や本改正による具体的な効果等について国民に対するわかりやすい説明を行い、国を挙げた省エネルギー推進に向けて対策を一層強化すること。

と。

また、中小規模の住宅やオフィスビルについても省エネルギー等の取り組みが進むよう、新築や改築に係る住宅等に対する支援策の拡充を図ること。

るとともに、他の先進国との負担の公平化を図る観点から、各国における業種別の実情を考慮に入れた制度の確立に努めること。

三 撥発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成二十年三月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

平成二十年三月四日

内閣総理大臣 福田 康夫

四 撥発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五

十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律

目次中「第二章 挥発油販売業者の登録(第三

条—第十二条)」を 「第二章 登録 第二節 挥発油販売業者の登録 第三節 軽油特定加工業者

登録(第三条—第十二条)」に改め
者登録(第十二条の二—第十二条の八)に改め
の登録(第十二条の九—第十二条の十五)」

る。

第一条第十一項を削り、同条第十項を同条第十

四項とし、同条第九項中「第七項」を「第十一項」に

改め、同項を同条第十三項とし、同条中第八項を

第十二項とし、第七項を第十一項とし、第六項を

第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

官 報 (号 外)

10 この法律において「軽油特定加工業」とは、特 定加工して軽油を生産する事業をいう。	否等」に改め、同条第一項中「各号の一」を「各号 のいづれか」に改め、同項第四号中「前二号の一」 を「前二号のいづれか」に改める。
第二条第五項中「第七項」を「第十一項」に改め、 同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三 項を加える。	第七条の見出しを「(揮発油販売業者の承継)」に 改める。
5 この法律において「加工」とは、精製以外の方 法で石油製品の品質を調整することをいう。	第八条の見出しを「(揮発油販売業者の変更登録) 等」に改める。
6 この法律において「特定加工」とは、石油製品 に石油製品以外の物(その混和の方法が適切で ないときには、当該混和により生産される石油 製品の品質に著しい影響を及ぼすおそれがある ものに限る)であつて石油製品ごとに經濟産業 省令で定めるもの(以下「混和対象物」という。) を混和することにより石油製品の品質を調整す ることをいう。	第十条の見出しを「(揮発油販売業者の廃止の届 出)」に改める。
7 この法律において「揮発油特定加工業」とは、 特定加工して揮発油を生産する事業をいう。	第十一条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の失 効)」に改める。
〔第二章 挥発油販売業者の登録〕を「第二章 登録」に改める。	第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の 取消し等)」に改め、同条第一項及び第二項中「各 号の一」を「各号のいづれか」に改める。
第二章中第三条の前に次の節名を付する。 第一節 挥発油販売業者の登録	第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の 取消し等)」に改め、同条第一項及び第二項中「各 号の一」を「各号のいづれか」に改める。
第三条の見出しを「(揮発油販売業者の登録)」に 改める。	第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の 取消し等)」に改め、同条第一項及び第二項中「各 号の一」を「各号のいづれか」に改める。
第四条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の申 請)」に改める。	第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の 取消し等)」に改め、同条第一項及び第二項中「各 号の一」を「各号のいづれか」に改める。
第五条の見出しを「(揮発油販売業者の登録及び その通知)」に改める。	第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の 取消し等)」に改め、同条第一項及び第二項中「各 号の一」を「各号のいづれか」に改める。
第六条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の拒 否)」に改める。	第十二条の見出しを「(揮発油販売業者の登録の 取消し等)」に改め、同条第一項及び第二項中「各 号の一」を「各号のいづれか」に改める。
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、經濟産業省令で定めるところにより、次の 事項を記載した申請書を經濟産業大臣に提出し なければならない。	は、その代表者の氏名
2 第十二条の三 前条の登録を受けようとする者 は、經濟産業大臣は、前項の規定により登録をし たときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知し なければならない。	二 特定加工する場所の所在地
3 (揮発油特定加工業者の登録の申請)	三 特定加工する石油製品及び当該石油製品に 混和しようとする混和対象物の種類
4 経済産業大臣は、前項の規定により登録をし たときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知し なければならない。	四 特定加工するための設備の構造
5 (揮発油特定加工業者の登録の拒否等)	五 法人にあつては、その業務を行う役員の氏 名
6 経済産業大臣は、第十二条の三第一項第一 項の申請書を提出した者が次の各号のいづれ かに該当するとき、当該申請書に記載された同 項第四号に掲げる事項が特定加工を適切かつ確 実に実施するに足りるものとして經濟産業省令 で定める基準に適合していないと認めるとき、 前	二 第十二条の七第一項の規定により登録を取 り消され、その取消しの日から二年を経過し ない者
7 第十二条の三第二項及び前二条の規定は、前	三 第十二条の二の登録を受けた者(以下「揮發 油特定加工業者」という。)であつて法人であ るものが第十二条の七第一項の規定により登 録を取り消された場合において、その処分の あつた日前三十日以内にその揮發油特定加工 業者の業務を行う役員であつた者でその処分 のあつた日から二年を経過しないもの
8 第十二条の三 第二項の規定により登録を受け たときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知し なければならない。	四 法人であつて、その業務を行う役員のうち に前三号のいづれかに該当する者があるもの 否したときは、遅滞なく、その理由を示して、 その旨を申請者に通知しなければならない。
9 (揮発油特定加工業者の変更登録等)	五 第十二条の六 挥發油特定加工業者は、第十二条 の三第一項第二号から第五号までに掲げる事項 について変更をしようとするときは、經濟産業 大臣の変更登録を受けなければならぬ。
10 第十二条の三 第二項及び前二条の規定は、前	六 第十二条の七第一項の規定により登録を取 り消され、その取消しの日から二年を経過し ない者

なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。その届出があつた場合には、経済産業大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(軽油特定加工業者の登録の取消し等)

第十二条の十四 経済産業大臣は、軽油特定加工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 特定加工するための設備が第十二条の十二

第一項の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 第十二条の十二第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三 前条第一項の変更登録を受けなかつたとき。

四 次項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の九の登録又は前条第一項の変更登録を受けたとき。

六 経済産業大臣は、軽油特定加工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ぜることができる。

一 前条第一項の変更登録を受けず、又は同条第三項の規定による届出をしなかつたとき。

二 第十七条の八第四項において準用する第十一条の四第二項の規定による違反したとき。

三 経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、そ

の旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(準用)

第十二条の十五 第七条、第九条、第十条及び第

十二条の規定は、軽油特定加工業者に準用する。この場合において、第七条第一項中「前条

第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第十一条の十二第一項各号」と、第十条中「第三条」とあるのは「第十二条の九」と読み替えるものとする。

二 条の十二第一項各号」と、第十条中「第三条」とあるのは「第十二条の九」と読み替えるものとする。

三 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

四 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

五 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

六 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

七 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

八 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

九 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

十 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

十一 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

十二 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

十三 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

十四 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

十五 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

十六 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

十七 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

十八 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

十九 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

二十 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

二十一 第十七条の三第一項中「」は、「の下に「原油又は石油製品を精製して」を加え、同項に次のただし書きを加える。

(二) 挥発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の二		登録件数	一件につき九万円
(揮発油特定加工業者の登録)の揮発油特定加工業者の登録		登録件数	一件につき九万円
(三) 挥発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の九 (軽油特定加工業者の登録)の軽油特定加工業者の登録			
(号外)			
理由			
石油製品にエタノール等を混和することにより生産される揮発油等の利用拡大が見込まれる状況にかんがみ、当該揮発油等の適正な品質を確保するため、石油製品に石油製品以外の一定の物を混和することにより品質を調整した揮発油又は軽油を生産する事業者に対し、品質確認を義務付ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。			
揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書			
一 議案の目的及び要旨			
本案は、二酸化炭素の排出抑制のため輸送用燃料へのバイオ燃料の導入が促進されるのを受け、流通するバイオ燃料の品質を確保する制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。			
1 挥発油又は軽油にバイオ燃料を混和する事業者を「特定加工業者」とし、特定加工業者には			
右			
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議			
政府は、国民生活に深い関わりを持つ自動車用燃料へのバイオ燃料導入を受け、本法施行に当たり、次の点について適切な措置を講すべきである。			
(別紙)			
揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議			
内閣総理大臣 福田 康夫			
平成二十年三月七日			
衆議院議長 河野 洋平殿			
経済産業委員長 東 順治			
平成二十年四月二十五日			
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書			

は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて、その区域の自然的条件に適したものとの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進に関する事項
- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項

- 4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たつては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽かなければならぬ。

第二十一条に次の二項を加える。

- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

- 13 第二十一条を第二十条の二とし、同条の次に次の四条を加える。
(地方公共団体実行計画協議会)
- 14 第二十条の四 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、地方公共

団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行つため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。

第二十条の六 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務(以下この条において「日常生活用製品等」という。)の製造、輸入若しくは販売又は提供(以下この条において「製造等」という。)を行うに当たつては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないもの等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等
- 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第二十三条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第二十四条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
- 三 学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者
- 4 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるよう、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

(事業活動に伴う排出抑制等)
第二十条の五 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

- 5 团体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行つため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。
- 6 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等
- 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第二十三条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第二十四条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
- 三 学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者
- 4 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるよう、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

官 報 (号外)

<p>められる特定排出者として主務省令で定めるものにあつては、主務省令で定める区分。以下この項、次条第一項、第二十一条の四第二項第二号及び第二十二条の六第二項第二号において同じ。)ごとに、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を当該事業所」を「主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める規格以上</p> <p>の事業所を設置している場合にあつては、当該事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規格以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項)を当該特定排出者に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下この項において「加盟店」という。)が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であつて主務省令で定めるものに係る定めがあるもの(以下この項において「連鎖化事業」という。)を行う者(以下この項において「連鎖化事業者」という。)については、その加盟店が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業</p>	
<p>活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合」(次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。)とする。</p> <p>第二十二条の三第一項中「事業所」とに合計した量(当該量によることが困難であると認められる特別な事情がある場合においては、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量。次条第二項第二号において同じ。)を「主務省令で定めるところにより合計した量」に改める。</p> <p>第二十二条の四第二項第二号中「事業所」とにを「同条第一項の主務省令で定めるところにより」に改める。</p> <p>第二十二条の十中「当該事業所に」を「当該特定排出者に」に改める。</p> <p>第二十三条第一項中「都道府県知事」の下に「及び指定都市等の長(以下「都道府県知事等」といふ。)」を「都道府県セントラル」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「都道府県知事は、都道府県セントラル」を「都道府県知事等は、その指定に係る地域センター」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。</p> <p>3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。</p>	
<p>中「都道府県セントラルは、当該都道府県」を「地域センターは、当該都道府県又は指定都市等」に改め、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。</p> <p>五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。</p> <p>第二十四条第六項中「都道府県セントラル」を「地域センター」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「都道府県セントラル」を「地域センター」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「都道府県知事は、都道府県セントラル」を「都道府県知事等は、その指定に係る地域センター」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「都道府県知事は、都道府県セントラル」を「都道府県知事等は、その指定に係る地域センター」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。</p> <p>3 振替先口座が国の管理口座である場合に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。</p> <p>イ 取消し(割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることができない状態にする)ことをいう。) ロ 償却(割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、国が算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることをいう。)</p> <p>ハ 次条第二項の義務を履行する目的</p> <p>二 イからハまでに掲げる目的以外の目的</p> <p>第三十四条第四項中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第五項中「第三項第三号」を「第三項第四号」に、「国際的な決定」を「割当量の計算方法に関する国際的な決定」に改め、同条第六項中「国際的な決定」を「割当量の計算方法に関する国際的な決定」に改め、同条の次に次の二条を加える。</p>	
<p>条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。</p> <p>第二十六条第一項中「都道府県セントラル」を「地域センター」に改める。</p> <p>第二十九条第一項中「国際的な決定」を「割当量の計算方法に関する国際的な決定」に改める。</p> <p>第三十四条第三項第二号中「次号」を「第四号」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。</p> <p>イ 取消し(割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることができない状態にする)ことをいう。) ロ 償却(割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、国が算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることをいう。)</p> <p>ハ 次条第二項の義務を履行する目的</p> <p>二 イからハまでに掲げる目的以外の目的</p> <p>第三十四条第四項中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第五項中「第三項第三号」を「第三項第四号」に、「国際的な決定」を「割当量の計算方法に関する国際的な決定」に改め、同条第六項中「国際的な決定」を「割当量の計算方法に関する国際的な決定」に改め、同条の次に次の二条を加える。</p>	

理由

京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確實に履行するため、また、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、事業者の排出抑制等に関する指針を策定するとともに、地方公共団体実行計画の策定事項を追加し、併せて、植林事業から生ずる認証された排出削減量に係る国際的な決定により求められる措置を義務付ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確実に履行するため、また、地球温暖化対策の一層の推進を図るために、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社會的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めるものとし、その策定の手続等に関する規定を設けること。

2

事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものの選択する等、必要な措置を講ずるとともに、日常生活用製品等の製造等を行うに当たり、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行う等の措置を講ずるよう努めなければならないものとし、また、主務大臣は、事業者が講すべき措置に関する、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表すること。

3

特定排出者(事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるものは、毎年度、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に關し、主務省令で定める事項を事業所管大臣に報告しなければならないものとすること)。

4

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟店」という。)が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であつて主務省令で定めるものに係る定めがあるもの(以下「連鎖化事業」という。)を行ふ者(以下「連鎖化事業者」という。)について

5

都道府県知事に加え、指定都市等の長は、地球温暖化防止活動推進員の委嘱及び地域地球温暖化防止活動推進センターの指定をすることができるものとともに、地域温暖化防止活動推進センターの事業に、地方公共団体実行計画の達成のために行う施策に必要な協力をすること等を加えること。

6

環境大臣及び経済産業大臣は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づき、京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局から特定認証排出削減量に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があつた場合には、当該通知に係る特定認証排出削減量を保有する口座名義人に対して、当該通知に係る特定認証排出削減量等の国の管理口座への移転を請求する通知をるものとし、当該通知を受けた口座名義人は、遅滞なく移転を行わなければならぬものとすること。

7

この法律は、一部の規定を除き、平成二十一年四月一日から施行すること。

平成二十年四月二十五日

環境委員長 小島 敏男

衆議院議長 河野 洋平殿

[別紙]

(小字及び
は修正)

第二十一条を第二十条の二とし、同条の次に四条を加える。

(地方公共団体実行計画協議会)

第二十条の四 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。

2 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体実行計画を策定しようとする

都道府県及び指定都市等

二 関係行政機関、関係地方公共団体、第二十

三条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第二十四条第一項に規定する地域地球

温暖化防止活動推進センター、事業者、住民

その他の当該地域における地球温暖化対策の

推進を図るために関係を有する者

三 学識経験者その他の当該都道府県及び指定

都市等が必要と認める者

3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が

円滑に行われるよう、第一項の地方公共団体

実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要

な助言をすることができる。

〔事業活動に伴う排出抑制等〕

第二十条の五 事業者は、事業の用に供する設備

について、温室効果ガスの排出の抑制等のため

の技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況

の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に

資するものを選択するとともに、できる限り温

室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用

するよう努めなければならない。

〔日常生活における排出抑制への寄与〕

第二十条の六 事業者は、国民が日常生活におい

て利用する製品又は役務(以下この条において「日常生活用製品等」という。)の製造、輸入若し

くは販売又は提供(以下この条において「製造

等」という。)を行うに当たっては、その利用に

伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないもの の製造等を行うとともに、当該日常生活用製品 等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正 確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなけれ ばならない。

2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、

前項に規定する情報の提供を行うに当たつて は、必要に応じ、日常生活における利用に伴つ

て温室効果ガスの排出がされる製品又は役務に ついて当該排出の量に関する情報の収集及び提

供を行う団体その他の国民の日常生活に関する

温室効果ガスの排出の抑制のための措置の実施

を支援する役務の提供を行う者の協力を得つ

つ、効率的にこれを行うよう努めるものとす

る。

〔排出抑制等指針〕

第二十一条 主務大臣は、前二条の規定により事

業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有 効な実施を図るため必要な指針を公表するもの

とする。

第二十一条の十中○〔当該事業所に〕を「当該特 ギーをいう。次条において同じ。」に

改める。(同条の次に次の一条を加える。)

定排出者に改める。

(二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供)

第二十一条の十一 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業

を行ふ者は、その供給の相手方に對し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提

供するよう努めなければならない。

第三条 政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事 業活動に伴つて排出する温室効果ガスに係る情報に關し、投 資、製品等の利用その他の行為をするに当たつて当該情報を利用 する事業者、国民等に対する当該事業活動を行つる事業者によ る提供の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要 な措置を講ずるものとする。

2 政府は、日常生活に関する温室効果ガスの排出を抑制する観 点から、国民の生活様式等の改善を促進するに必要な施設 について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる ものとする。

〔別紙〕

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部 を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい て適切な措置を講すべきである。

第四十二条の次に次の二条を加える。

(温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進)

第四十二条の二 政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排 出の量がより少ない光源の使用の促進その他の温室効果ガスの 排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るた めに必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律の施行に当たつての配慮)

第四十二条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、

この法律の施行に当たつては、京都議定書第三 条の規定に基づく約束を履行するに事業者が

が自主的に行つる算定割当量の取得及び国の管理

口座への移転並びに事業者が行つて他の者の温室

効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進

するよう適切な配慮をするものとする。

附則第三条中「平成二十年」を「平成二十三年」に

改める。(同条を附則第四条とし、附則第一条の次に次の一条を加 える。)

三 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業

を行う者が、二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供する際に

かく速やかに検討を進めること。

四 事業者による温室効果ガスの排出量その他の

事業活動に伴つて排出する温室効果ガスに係る

過度の負担にならないよう、適切な配慮を行つ

こと。

四 事業者による温室効果ガスの排出量その他の

事業活動に伴つて排出する温室効果ガスに係る

情報に關し、投資、製品等の利用その他の行為

をするに当たつて当該情報を利用する事業者、

国民などに對する提供の在り方について検討す

る際には、公平かつ統一的なものになるよう

情報提供の方法の検討を行うこと。

官 報 (号 外)

報 告 書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は、両院協議会の成案を得なかつた。よつて報告する。

平成二十年四月二十五日

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
衆議院議長 河野 洋平殿 平沢 勝栄
衆議院協議委員議長 平沢 勝栄

官 報 (号 外)

平成二十年四月二十五日 衆議院会議録第二十五号

第明治二十二年三月三十日
種郵便物認可日

發行所	二東京一 獨立番四都港五 行政區八 法人虎ノ門四 國立門二 印立二丁 刷局目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 二三〇円)